

令和5年5月2日

保護者の皆様

県立横浜立野高等学校長

令和5年5月8日以降の県立高等学校の教育活動等について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

4月28日付けで文部科学省から教育活動に係る留意事項が示され、県教育委員会から標記の内容について5月1日付けで各校に連絡がありましたのでお知らせします。

各学校においては、基本的な感染防止対策を講じながら、通常の教育活動を実施する。

○基本的な考え方

- ・学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていく。
- ・地域や学校において感染が流行している場合には、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するとともに、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、生徒の学びを保障する。

○基本的な対応

- ・教室、部活動の活動場所等においては、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う。
- ・外から教室に入る時やトイレの後、昼食等の食事の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを行う。
- ・生徒、教職員のいずれにも、教育活動の実施に当たり、マスクの着用を求めない。
- ・マスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導する。
- ・登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合は、マスクの着用を推奨する。

○衛生管理に関する留意点

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず自宅で休養する。
この場合、学校は「欠席」扱いとする。ただし、家族がコロナに罹患しており生徒も発熱等の風邪症状がある、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり感染が不安であり、休む他に手段がない場合などは、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことも可能。
- ・生徒の健康状態を継続的に把握する。ただし、毎日の健康観察票の記入・確認等は不要。
- ・清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要。
- ・感染が判明した生徒に対しては、出席停止（発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで）の措置を講じつつ、ICTの活用等により、学習保障を行う。
- ・濃厚接触者の特定やその行動制限はなくなることから、学校において濃厚接触者相当の者の調査は行わない。
- ・新型コロナウイルスワクチンの接種のための出欠席の扱いは、原則「欠席」扱いとする。
- ・ワクチン接種後の副反応疑いについては、これまでの対応を継続する。

【 問合せ先 】 教頭 田代 電話 (045)621-0261